

研究班報告 1 Media Studies Working Group

市民とメディア—いま新聞は

大塚 榮 寿

1. メディア規制

(1) 擬装牛肉事件で新聞が果たした役割

「雪印食品の関西ミートセンターが、国の国産牛肉買い上げ制度を悪用して、輸入牛肉を買い取らせようとしている」。2001年11月上旬、西宮市の朝日新聞阪神支局に1本の電話があった。

この2か月前に、日本で初めて牛海綿状脳症 (BSE) の牛が確認された。国は、食肉処理されるすべての牛の検査を、同年10月18日から開始。さらに、検査前に解体された国産牛肉を買い上げる事業の要領を決めた。電話を受けた記者は、電話の主と会って、怒りからの内部告発とわかった。雪印食品に直接あたるのは簡単だが、隠蔽される恐れがある。「われわれで調べ、われわれの責任で書く」と方針が決まった。

翌日から支局記者の総力戦がスタートした。だんだん断片的な証言が得られはじめた。「10月末に大量の空の段ボール箱が届いた。擬装に使われたのではないか」「定休日に雪印の社員が大勢やってきたことがあった。おかしいと思った」

はがされた輸入牛肉のラベルや、ラベル張り替えをした業務日誌があることもつかんだ。

年が明けて、牛肉の保管会社の社長から電話があった。「取材された内容は、99%事実です」と社長は告白した。

1月23日付の朝刊に「輸入牛肉、国産と擬装 雪印食品、詰め替え」と大きく報道された。雪印食品はその日、記者会見で擬装の事実を認め、謝罪した。情報提供を受けて80日目だった。

「同業他社はやっていないか」——そんな疑問を記者が抱き、読者からも同様の声が寄せられた。社会部に取材班ができた。

一つ一つ確認するうち、雪印食品が国産牛でも北海道産を熊本産に擬装していたことが明らかになった。

業界関係者からは「ほかにも買い上げ制度でもうけた会社がある」と打ち明けられた。その中に業界最大手の日本ハムの名前があった。同社は当初、「擬装はない」と言い続けた。7月末に、農水省が義務づけた検査を受けぬまま、無断で1.3トンの肉を「品質保持期限切れの肉」として焼却したことが発覚した。取材班は「輸入肉を焼いたのではないか」と疑った。1週間後、同社は日本フードの擬装を認めた。(2002. 10. 13付朝日新聞)

(2) 内部告発

この事件のあと、内部告発が相次いだ。→東京電力が原子力施設の損傷を隠蔽した事件など。

新聞が内部告発をきちんと取り上げたことで、読者は、大企業の不正の摘発にこうした手段が効果を発揮することを実感したのだろう。

これをきっかけに、改正日本農林規格 (JAS) が7月に施行され、食品衛生法の抜本的な改正が検討されるなど、国の制度を変える動きに結びついた。

アメリカでは告発者を“whistle-blower” (警鐘を鳴らす人) として保護する制度がある。日本でも民主党や社民党が行政機関の不正を通報した人を対象に、告発者保護法案を準備している。内閣府も2002年11月5日、企業などの不正行為の内部告発者を守ることを規定した「公益通報者保護制度」法案を03年の国会に提出する方針を明らかにした。

新聞社にとっても、情報提供者についての秘密を守ることはますます必要になるだろう。

(3) 個人情報保護法案と人権擁護法案

両法案は国会で継続審議になっている。

個人情報保護法案にはメディアも守らなければならない五つの基本原則がある。問題となるの

は、まず「個人情報とは適法かつ適性にて取得すること」という原則だ。牛肉擬装事件取材の発端となった内部告発をはじめ、関係者からの情報提供は当然、個人情報を含む。この原則が取材にも適用されると、内部告発をする人と情報を得る記者の双方が「適正な取得ではない」と言われかねない。

人権擁護法案では、犯罪の加害者や被害者の家族、被害者本人らが取材を拒んでいるのにメディアが何度も自宅を訪ねるなどして、家族らが「生活の平穏を著しく害される」ようになった場合、新しくできる人権委員会が人権侵害だと認定する。

(1)で紹介した牛肉擬装事件の取材にあたって、記者たちは拒否されても関係者宅に出向いた。最後には複数の取材相手と信頼関係を結ぶことができた。しかし、法が成立すると相手の家族から「人権侵害だ」と訴えられる可能性がでてくる。

2. 人権意識と報道被害

(1) 松本サリン事件

1994年6月27日、長野県松本市で起きた松本サリン事件は、報道被害の典型例として日本のメディアにとって苦い教訓を残した。現場近くに住み、事件発生を最初に警察へ通報した河野義行さん(2002年7月から長野県公安委員、52歳)が、自らサリンによる被害者の1人だったにもかかわらず、マスメディアがそろって容疑者のように報道した。

問題となった報道は、①河野さん宅で行われた疑いのある農薬の調合ミスによって有毒ガスが発生した可能性②毒ガスの成分がサリンと判明した後は、それが第一通報者によって使われた可能性がある——という線で行われた。だが、9か月後の95年3月に発生した地下鉄サリン事件がオウム真理教団の犯行という疑いが濃くなって、松本サリン事件もオウム真理教団による犯行という見方が強まった。

4月以降、新聞各社は河野さんを容疑者扱いして報道したことに対する謝罪記事を次々に掲載したのだった。

(2) 犯罪被害者の報道被害

日本弁護士連合会人権擁護委員会編の『人権と報道』(2000年、明石書店)では、報道被害のケーススタディとして、つぎの7件の事件を取り上げている。

- ◇綾瀬・女子高生コンクリート詰め殺人事件(89年、被害者のプライバシー軽視報道)
- ◇松本・サリン放散事件(94年、警察情報への過剰依存報道)
- ◇筑波・母子殺人事件(94年、被害者の私生活過剰報道)
- ◇東電女性社員殺人事件(97年、被害者の私生活過剰報道)
- ◇神戸・児童連続殺傷事件(97年、被害児童の遺族への集中的取材など)
- ◇和歌山・毒入りカレー事件(98年、被害者ら住民への集中的取材など)
- ◇伝言ダイヤル死事件(99年、昏睡させられた2女性の実名報道など)

これ以降も、99年のJR桶川駅前の女子大生殺害事件や大阪・池田小学校で児童ら23人が殺傷された事件(2001年6月)、44人が死亡した東京・新宿の歌舞伎町雑居ビル火災(同年9月)などが報道被害問題と関連して議論された。

(3) 集団的過熱取材(メディア・スクラム)

これらの事件の報道で目立っているのは、容疑者や犯罪者ではなく「犯罪の被害者」と、その家族、さらには犯行場所周辺の住民も「報道被害の被害者」として問題にされているという点である。

犯罪報道による報道被害として問題にされたのは、1980年代までは事件の容疑者に関わるケースが多かった。これに対し、90年代に入って犯罪報道による被害として目立ってきたのは、報道被害が犯罪の容疑者側で発生する傾向以上に、犯罪の被害者や、その関係者に集中豪雨的に取材が行われることによる報道被害へと移ってきたことであった。(読売新聞社編『実践ジャーナリズム読本』)

日本新聞協会編集委員会は2001年12月、「集团的過熱取材に関する見解」をまとめ公表した。90年代後半から新たな報道被害として問題化してきたメディア・スクラム対策である。

見解は取材者の順守事項として、

◇いやがる当事者や関係者（とくに小学生や幼児）を集団で強引に包囲した状態での取材は行うべきではない。

◇通夜葬儀、遺体搬送などの取材では、遺族や関係者の心情を踏みにじらないよう十分配慮する。

◇住宅街や学校、病院など静穏が必要な場所での取材では、取材車の駐車方法も含め、近隣の交通や静穏を阻害しないよう留意する。

という3点が示された。

神戸連続児童殺傷事件や池田小学校児童ら殺傷事件では、遺族や同じ小学校の児童、父母らから、入れ替わり立ちかわり、あるいは集中的にカメラやマイクを向けられたりしたことに強い反発があった。神戸事件では小学校やPTAから、カメラ張り込み自粛の要望書を渡される事態になった。それらを含む7件での取材に対する批判を検討した結果、前述の見解がまとめられた。

その後、2002年5月、新聞14社とNHKが参加して「集团的過熱取材（メディア・スクラム）小委員会」をつくった。

最近の事件についてみると――。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による拉致被害者と、その家族をめぐる取材・報道についても、メディア・スクラムへの批判がある。

（4）犯罪記事の実名・匿名

犯罪報道の場合に、よく問題になるのは実名を出すか、匿名で伝えるかだ。

これには、賛否両論がある。元NHK記者でノンフィクション作家の柳田邦男氏は、「人は自分の名前において社会的責任を負っている。加害者になった場合、まず自分に対し責任を負うのが人の道だ」と、原則的に実名報道を支持している。（2002. 9. 23、朝日新聞社で開かれたシンポジウムでの発言）

「裁判で有罪判決を受けるまでは、容疑者といえども無罪と推定されるべき」という原則から逸脱し、特定の人物を犯人として断定していると解釈できるような報道が指弾される。「別件捜査報道」や強制捜査以前に「容疑者候補、について実名報道したようなケースである。

3. 人権・プライバシー保護対策と報道点検

（1）日本新聞協会の新聞倫理綱領改訂（資料参照）

個人情報保護や人権擁護に関する立法論議を通じメディア批判は増した感がある中で、メディア側はさまざまな対策を打ち出した。

日本新聞協会は社会情勢の変化に対応する趣旨で、1946年に作られた「新聞倫理綱領」を2000年6月に全面改訂した。新綱領に盛り込まれた「自由と責任」、「正確と公正」、「人権の尊重」、「品格と節度」などは、いずれも人権・プライバシー保護に関わる項目であり、新聞人が守るべき方向を示している。

（2）報道チェック体制に第三者機関

2000年以降、新聞各社では第三者に加わってもらい報道チェック体制を強めた。検討状況は紙面に掲載し、読者に知ってもらうようにしている。

朝日新聞社には「紙面審議会」や「報道と人権委員会」（2001年1月）があり、毎日新聞には「開かれた新聞委員会」がある。そのような機関については、87年に日弁連が開いた第30回人権擁護大会の宣言で「報道による人権被害について、審査・救済を行う社内オンブズマン制度の設置と報道評議会等の審査救済機関の導入」を求めるなど、学者やNGOなどからも必要性が指摘されてきており、各社の対応はそれらの声に応えるものでもあった。

（3）ジェンダーの視点

朝日新聞社では、記事を書くうえでの基本的な考え方や出稿・編集の決まりごと、用語・表現の使い方などを示した「取り決め集」を作っている。社内向けルールブックだ。1969年に発刊、数年に一度見直しをしている。2002年の改訂版では、ジェンダーについてのガイドラインを盛り込んだ。

一部を抜粋すると、

- 死亡記事の敬称は男女とも「さん」にした。
- 男女のいずれかを排除したり、いずれかに偏ったりしない。
- 性別により役割、職業を固定化しない。
- 男女間に優劣・上下の関係が存在するかのような扱いをしない。
- 必要以上に性別による区分を行わない。例えば、女性のインタビュー記事などで、未婚か既婚か、家族や育児のこと、服装、外見などに必要以上に触れない。外国人女性の言葉の翻訳などで、「～よ」「～だわ」といった表現を多用しない。

4 調査報道、企画、くらしジャーナリズム

新聞は、テレビの映像の波と雑誌の独自報道の波のはざままで、報道内容や取材の仕方が変わってきた。企画記事や解説、くらし面などを充実させて、読者の要望にこたえようとしている。取材の方法も「他社より早く」ではなく、掘り起こさなくては隠されてしまうような事実迫る調査報道に力をいれる。今年度の新聞協会賞を受賞した朝日の9・11事件後の連載「テロリストの軌跡 アタを追う」もそうだ。これは、主犯格とみられるモハメド・アタの足取りを追った長期連載記事である。また、毎日新聞の「片山隼君のダンプカーによるひき逃げ事故」の追跡取材なども、その一つ。

(1) くらしジャーナリズムの誕生

生活に密着したセーフティーネットの取材・報道は活発になり、「くらしジャーナリズム」などと呼ばれている。新聞、テレビ各社は取材陣を強化し、新しい部（朝日新聞社では「くらし編集部」、読売新聞社では「社会保障部」「医療情報部」など）を発足させた。

取材体制で従来と異なるのは、極めて部際的であることだ。各社とも、編集局は政治部、経済部、社会部…といった縦割り組織が中心だったが、これを見直し、総合的に取材・報道する。

長引く不況や老後に対する不安、医療・少子高齢化問題に対する読者の関心が高まっている。いきおい、生活者の視点で考えるジャーナリズムへの期待が強くなってきた。

アメリカでは、こうしたジャーナリズムを1992年から「パブリック（シビック）・ジャーナリズム」と呼んでいる。国民の関心事を中心に集中的に報道し、生活者の立場から解決策を提案する手法を採っている。だが、日本ではこれを意識する、しないにかかわらず、公的な介護保険制度がスタートした2000年前後から「くらしジャーナリズム」の動きが顕在化した。続発する医療過誤や医療制度改革などが拍車をかけ、定着しつつある。（読売新聞社編、前掲書）

朝日新聞に「くらし編集部」が新設されたのは2000年3月。政治、経済、社会、外報、学芸、科学といった既存部の中堅記者30数人を軸に、編集長、デスク合わせて40人弱が集まった。それまで政治部や社会部が担当してきた厚生省、労働省、環境庁（現在は厚生労働、環境の2省）の行政を新設部が受け持ち、部員が省庁のクラブ詰めとなって責任体制を敷く。部の縦割り、クラブ同士の縦割りを超えて「新しい総合性」を目指すものだった。紙面のうえでは、月～土曜日に「環境・安全」「医療・介護」「少子化」といった独自のページを作り、生ニュースとの連動を図っている。

(2) 双方向ジャーナリズムの潮流

新聞づくりの重点を、読者のくらし面に移すことによって、取材の方法も変わってきた。国の施策や行政サービスに重点が置かれがちであった、いわゆる「官庁原稿」が影をひそめ、読者とともに作り上げる「双方向ジャーナリズム」が潮流になったことだ。

朝日の「くらし」面では、読者の投稿欄を大きく割く。「安心の設計」面（読売）は、2001年

1月から「生活保障ほっとらいん」をスタートさせた。社会保障への関心を高齢者だけではなく現役世代、若者層にも持ってもらうねらいだ。いずれも、紙面を通じて読者との対話を図っている。

5. メディア・リテラシー

(1) 後発の日本、アメリカ

わが国でも1990年代に入って、ようやくメディア・リテラシーという言葉が定着してきた。メディアが伝える情報が日常のあらゆる局面に浸透し、われわれのもの見方や考え方から文化の形成にいたるまで影響している。私たちは、新聞やテレビなどのメディアが流す情報は「現実」を伝えるもの、そのまま世の中の動きを映し出すものと思いがちだ。ところが、自分が実際に記事を書いたり、映像番組を作ってみると、ズレのあることに気がつく。取材先をどこにするか、コメントのどの部分をどう使うか、写真のどの部分を強調するか。そのような加工がなされる。しかも、まず記者やカメラマン自身のねらい、さらに、デスクや整理部あるいはディレクターの手を経て加工される。メディアが送り出す情報は、現実そのものではなく、送り手の主観がとらえたもの見方に過ぎない。特別な意図がなくても、制作者の思惑や価値判断が入り込まざるを得ない。

そんななかで、メディアが送り出す情報を単に受け入れるのではなく、意図をもって構成されたものとして、「現実」を批判的に読み解く力を養うとともに、メディアを使って表現してゆく能力をつける。これがメディア・リテラシーであり、新しい教育分野として注目を集めている。

イギリスはメディア教育発祥の地として、1930年代ころから教育現場で実践をやり、理論研究も進んでいる。カナダ・オンタリオ州は70年代からの、教師たちの活発な活動が実り、89年にメディア・リテラシーがカリキュラムに取り入れられた。オーストラリアでも、ほぼ全部の州で教えられているし、スカンジナビア諸国、ヨーロッパ各国、ブラジルやチリなどラテンアメリカの国々、アジアではフィリピンや香港でも取り入れられている。

(2) NIEの運動

新聞を読まない若者がふえている。大学生も例外ではない。かといって、彼らが情報を得るのに疎くなった、というわけではない。速報はテレビ、双方向の通信はインターネットや携帯電話で、ごくしぜんにやっている。若者同士は、おとなたち以上にコミュニケーションをしっかりと取っている。

情報技術の発達によって情報を得る手段は、ますます多様になっている。だからといって、文字メディアが消えるという想像はできない。

1985年の新聞大会で、日本新聞協会はNIE（教育に新聞を）運動を積極的に展開する、と宣言した。この運動は、米国では50年代に組織的に始まった。文字離れや新聞離れの対策が主な動機だった。日本では、教材開発の研究会などを手がかりに、各地の新聞社と教育現場が協力して研究会を発足させ、実践を積み重ねていったことはご承知のとおり。従来の新聞教育とNIEとの違いは、NIEでは原則的に新聞を丸ごと使う、複数の新聞を活用する、教師と新聞社の共同活動である、の3点である。

大東文化大学は全国高校新聞コンクールを主催している。2002年は32回目。10月末で応募を締め切り、広報部では整理に大車輪だった。高校新聞の指導教師に話すことだが、NIEを一つの手がかりに、新聞の批判的な読者、能動的な表現者をつくりだしていくうえで高校新聞づくりの果たす意味は大きい。

2003年には、高等学校でも新学習指導要領が導入される。このカリキュラムでは新しく「情報」や「総合的な学習」がおかれる。情報化社会を生きる生徒たちに、あふれる情報の中から自分たちに必要なものを見極め、「よく生きるための知識」を養成しようというわけである。教室を超えて社会に目を向け「生きる力」をはぐくもうという「総合的な学習」には、新聞づくりの経験を生かせる場面がたくさんある。かつてとは異なった環境のなかで、表現能力を養っていく。これから高校新聞が学校現場で果たす役割は、ますます大きくなるだろう。

資料《市民とメディア—いま新聞は》
新聞倫理綱領

日本新聞協会
2000年（平成12年）6月21日制定

二十一世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。

おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

自由と責任 表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない。

正確と公正 新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならない。記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである。

独立と寛容 新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。

人権の尊重 新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名譽を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名譽を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。

品格と節度 公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなければならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきである。

*本稿は国際比較政治研究所第4回研究会報告（2002年11月6日）をもとにしている。

||||| 研究班報告 2 ||||| Media Studies Working Group

『フランス革命期の情報メディア
—地方新聞と民衆の情報ネットワーク』

瓜生 洋一

本報告は、2002年9月4日より9月18日までおこなった現地調査にもとづいたものである。現地調査は、本研究所メディア研究班の研究計画に沿ったもので、主として、エクス＝アン＝プロヴァンス、アルル、グルノーブルにおいて、文書館、博物館を中心に資料収集をおこなった。

報告者は、これまで、フランス革命期のコミュニケーション・ネットワークについて研究を重ねてきた。今回の現地調査は、地方における新聞、その他のマスメディアを中心に資料収集に当たった。本報告は、まだ網羅的ではないことを前提として、この段階で明らかになったことを、